

鳥取市議会福祉保健委員会会議録

会議年月日	令和4年10月3日（月曜日）		
開 会	午前10時51分	閉 会	午前11時2分
場 所	市役所本庁舎7階 第2委員会室		
出席委員 (8名)	委員長 椋田 昇一 副委員長 浅野 博文 委員 金田 靖典 加藤 茂樹 足立 考史 魚崎 勇 上田 孝春 寺坂 寛夫		
欠席委員	なし		
委員外議員	岩永 安子		
事務局職員	庶務係主幹 石田久美子 議事係主事 田中 真一		
出席説明員	【福祉部】 福祉部長 竹間 恭子 次長兼地域福祉課長 山内 健 地域福祉課課長補佐 山根 径		
傍聴者	なし		
会議に付した事件	別紙のとおり		

午前10時51分 開会

【福祉部】

◆椋田昇一委員長 どうもお疲れさまです。では、ただいまから福祉保健委員会を開催します。
 本日の日程は福祉部の議案説明、質疑、討論、採決という流れとしておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、竹間福祉部長に御挨拶をいただきたいと思います。竹間部長。

○竹間恭子福祉部長 はい。大変お待たせして申し訳ございませんでした。本日はお手柔らかに
 と言おうと思いましたが、何なりと気の済むまで御質疑いただきたいと思います。

このたび追加提案させていただいております福祉部の案件ですが、予算議案1件となります。
 議案第138号鳥取市一般会計補正予算のうち、福祉部の所管に属する部分としまして、電力・
 ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業費として12億2,639万4,000円を計上させて
 いただいております。詳細につきましてはこの後、担当課長から説明させていただきます。ど
 うぞ御審議のほどよろしくお願いたします。

議案第138号令和4年度鳥取市一般会計補正予算（第7号）のうち所管に属する部分

◆椋田昇一委員長 はい、それでは議事に入ります。議案第138号令和4年度鳥取市一般会計補

正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の説明をお願いします。はい、山内次長。

○山内 健次長兼地域福祉課長 はい。地域福祉課山内です。遅れました、大変申し訳ございませんでした。よろしくお願いします。そうしますと、このたび追加提案させていただいております案件について御説明をさせていただきます。資料のほうは事業別概要書のほうを用いて説明させていただきます。ページのほうは8ページ目でございます。よろしくお願いします。電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業費ということでございます。

最初に、事業の概要の欄の訂正のほうをちょっとお願いしたいと思います。申し訳ございません。中段ちょっと下の辺りに、事業の内容のところの支給対象世帯の令和4年10月1日（基準日）とありますのは、まだ、未定稿の段階で国からの情報は最初10月1日基準日となっていたんですけども、このたび9月26日に出了た正式な支給要領によると、9月30日が基準日ということになりましたので、基準日のほう10月1日を9月30日に訂正をお願いいたします。あと、米印で①及び②に関わらず、という説明の欄の、住民税が課税されている者の扶養義務者等のみで、とありますところを、扶養親族等のみで、義務者ではなく扶養親族に訂正をお願いします。これは誤りです。大変申し訳ありません。よろしくお願いいたします。

それでは概要について説明をさせていただきます。事業の経過及び背景については、国が令和4年9月9日、先月9日に物価・賃金・生活総合対策本部において、電気・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯、住民税非課税世帯に対し、実施主体を市町村として1世帯当たり5万円をプッシュ型で支給するということが決定されました。この事業の目的及び効果であります。令和4年度住民税非課税世帯、または家計急変世帯、住民税非課税世帯と同様な事情にあると認められるもの、世帯ですね、に対し、緊急支援給付金を支給することで電力・ガス・食料品等の価格高騰下における低所得世帯の生活を支援するといったものでございます。

事業の内容でございます。支給対象世帯、先ほど訂正いただきました令和4年9月30日基準日の本市において住民基本台帳に記録された世帯であって、以下の①または②に相当する世帯ということで、①が令和4年度住民税非課税世帯、約2万3,500世帯を見込んでおります。②といたしまして、家計が急変し、令和4年度住民税非課税世帯と同様の事情であると認められる世帯、約200世帯を見込んでおります。ただし、米印で①及び②にかかわらず、住民税が課税されている者の扶養親族等のみで構成されている世帯は支給要件を満たさないものとするということになっております。支給額は1世帯当たり5万円、支給開始時期につきましては、これから準備等進めて、11月上旬を目標に作業を進めてまいりたいというふうに思っております。あと、提出期限等、ちょっとここは記載がありませんでしたけども、提出期限につきましては、令和4年、失礼しました、令和5年1月31日を予定しております。総事業費12億2,639万4,000円、全て国の国庫補助金で賄うという予定になっております。

説明のほうは以上です。

◆椋田昇一委員長 はい、御説明いただきました。本案について委員の皆さんから質疑ございますか。はい、加藤委員。

◆加藤茂樹委員 ちょっとごめんなさい。さっき令和4年1月31日って言われ……。それでもう

1度、5年。

◆**椋田昇一委員長** 山内次長。

○**山内 健次長兼地域福祉課長** はい。地域福祉課山内です。提出期限につきましては令和5年1月31日です。

◆**椋田昇一委員長** そのほかございますか。はい、金田委員。

◆**金田靖典委員** 確認までに。燃油の支給がありましたけども、燃油のね、あのときには生活保護、それから障害者手当の方々も対象になっているんですけど、この住民税非課税の中にはそれも包括されて入ってるんですかね、それとも別個になるんですかね。

◆**椋田昇一委員長** 山内次長。

○**山内 健次長兼地域福祉課長** はい。地域福祉課山内です。このたびのは、住民税非課税世帯の世帯が対象ということで、例えばガソリン代等の給付対象になった世帯で、特別障害者手当の受給者であったりとか、児童扶養手当の受給者であったりとか、それぞれ手当の受給者が対象であったんですけども、その中で非課税の世帯であれば、この5万円の給付金の対象になるということで、手当の受給者云々ではなく、あくまで非課税の世帯が対象という要件になってございます。以上です。

◆**椋田昇一委員長** 金田委員。

◆**金田靖典委員** ありがとうございます。確認までもう1つね。これ収入認定からは外れると考えていいですかね。

◆**椋田昇一委員長** 山内次長。

○**山内 健次長兼地域福祉課長** はい。地域福祉課山内です。今の収入認定というのは、生活保護世帯の。

◆**椋田昇一委員長** じゃ、金田委員、もう1回手挙げて、もう1回言ってください。はい、金田委員。

◆**金田靖典委員** すみません。生活保護の収入認定であるとか、いわゆる住民税非課税ですから所得の対象になるのかどうかというのを併せて教えてください。

◆**椋田昇一委員長** 山内次長。

○**山内 健次長兼地域福祉課長** はい。地域福祉課山内です。このたびの給付金につきましては、生活保護においても収入認定はしないと。あと住民税とか、所得税のいわゆる所得にも該当しないということでございます。

◆**椋田昇一委員長** 金田委員。

◆**金田靖典委員** はい。ありがとうございます。最後に、質疑にも出ていましたけども、国の支給だけでなしにね、鳥取市としても支給の拡大、増額の確認は検討されなかったということですけども、今後こういう場合には、そういう検討は鳥取市の場合にはしないのかどうか教えてください。

◆**椋田昇一委員長** 山内次長。

○**山内 健次長兼地域福祉課長** はい。地域福祉課山内です。質疑の際にも答弁を部長のほうからさせていただきました。このたびのは、国の制度にのっとって行うということで、いわゆる

上乘せあるいは横出しという対象の拡大、こういったものは、検討はしておりません。ただ、今後、また同様の国の制度なり、県の制度なりそういったものが創設されれば、それに対しては、呼応する形で対応していきたいというふうには考えております。以上です。

◆**椋田昇一委員長** 金田委員。

◆**金田靖典委員** はい。ありがとうございました。以上です。

◆**椋田昇一委員長** はい、そのほかございますか。はい、加藤委員。

◆**加藤茂樹委員** ちょっと教えてほしいですけど、非課税世帯と同様の事情というのはどういうあれでしょうか。

◆**椋田昇一委員長** 山内次長。

○**山内 健次長兼地域福祉課長** はい。地域福祉課山内です。このたびの家計急変、いわゆる非課税世帯同様の事情といたしますのは、令和3年度からこの給付金が始まっています。その令和3年度のときにはコロナ禍におけるということで、いわゆる収入が減少したとかというような場合において、減少した収入で、税額を計算をし直したら非課税になるということで、住民税の仕組みというのは、前年度所得、収入が対象で課税されますので、当該年度の収入が減った場合でも当然住民税の変更というのはないんですけども、この給付金の場合には当該年度、例えばこの令和4年中の収入が著しく減ったということでありましたら、その収入をもって計算をし直して令和4年度が非課税になるということであれば、対象にするといった制度のものでございます。以上です。

◆**椋田昇一委員長** そのほかございますか。よろしいですか。はい。では、質疑を終了いたします。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆**椋田昇一委員長** はい。討論なしと認め討論を終結します。

これより議案第138号令和4年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決します。本案に対し賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆**椋田昇一委員長** はい、挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

そのほか何かございますか。よろしいですね。はい。

では、以上をもちまして福祉保健委員会を終了します。どうもお疲れさまでした。

午前11時2分 閉会

令和4年9月定例会 福祉保健委員会

(議案説明・審査)

日 時：令和4年10月3日(月)

決算審査特別委員会終了後

場 所：本庁舎7階 第2委員会室

福 祉 部

◎ 追加議案【説明・質疑・討論・採決】

- ・議案第138号 令和4年度鳥取市一般会計補正予算(第7号)【所管に属する部分】